

昭和二十七年六月九日

が見えておりますが、お急ぎになるよ
うですからして、日本国とアメリカ合
衆国との間の安全保障条約に基づき駐留
する合衆国軍隊に水面を使用させるた
めの漁船の操業制限等に関する法律案
を議題に供します。この法案に対して
御質問をお願いします。

○秋山俊一郎君 本法草案の審議中に
過日も問題となつております点は、こ
の法律によりますと、漁船の操業が禁
止又は制限される場合に限つての補償
制度を規定したことになつております
が、本来この精神は、漁業の經營に著
しい損害を与える、或いは經營を不能
に陥らしめるということに対する救済
が盛られておるはずであります。こ
の漁船の操業区域を制限するといふこ
とに限らず、漁業に不可欠の問題とし
て、過日來質疑をいたしておりました
水面の使用による漁具の保存の方法、
即ち網を干す、水面に網干場を作つて
おる、その網干場が使用されなくなつ
たということになりますと、その漁業
そのものが大きな制約を受けて来る。
例えば、甲の港で施設をしておつたも
のが、そこが使えなくなるといふと、
漁船がそこを根拠として出入りができ
なくなる、止むを得ず他に移らなければ
ならん、或いは他に適当な場所がな
いということになると、非常に大きな
損失を受けることになる。漁船には直
接関係がないけれども、漁船に積んで
おる網の処理について仕事ができなくな
る。こういうような場合も想定され
るのであります。又今までその実例
がございましたが、或る種の、漁業が
行われる魚族の出入口に、防潜網と申
しまして潛航艇の出入を防ぐところの
金網を張つてしまふ。そういうことの

ためにそこから出入りする魚が交渉漁業が非常に損害をこうむつたというような事例があるわけであります。かようなものに対しましてはこの法律では何ら救済もできないし、補償もできないことになつておりますので、過日これらの問題についての措置についての御見解を承わりたいと思います。水産庁及び大蔵省の主計局長もお見えになつておるようでありますから、なおおそれらの問題についての措置についての御見解を承りたいと思います。水産面についての、隣接した水面に対する問題も生じて来るわけでありますので、これらに対する御見解も承りたいと思います。

○政府委員(長岡伊八君) 只今秋山委員から御指摘になりました問題につきましては、先日来いろ／＼研究を重ねて参つたのであります。実は法務府側の見解も質しましたところ、さよくな施設につきましては、各県において条例又は規則によつて規定されておりますので、これはいわゆる権利と認め得べきものだという大体の解釈をとつております。従いまして権利ということに相成りますならば、先般本国会議を通過いたしました土地の使用等に関する法律によりまして救済を得るものと、かように解釈いたしております次第でございます。

○政府委員(河野一之君) 只今秋山委員からの御質問の施設の点につきましては、只今調達庁当局において言わば通りであります。いま一つの施設区する法律によりまして救済を得るものと、かように解釈いたしております次第でございます。

すが、実は今回御提案申上げておりません。この法律は、行政協定で申しますならば、第二十五条の施設区域に関するものでございます。つまり演習等のためにその施設区域の立入を禁止したり、そういう関係で起つて来る直接の損害を言つておるわけであります。この演習場は全国各地にござりますが、そこに、漁場に入れないといつたような場合における損失賠償の問題でござります。ところが只今秋山さんから御指摘になりましたような大村湾の湾口に特殊な施設を置いたがために、中に魚族が入つて来ない、或いはそこで演習をするために隣接の水面に入つて来ない、従つて漁獲ができない、こういつたような場合には、これは施設区域の問題でございませんで、行政協定の十一条の問題なのでござります。つまりいわば演習その他に伴う適法行為と申しますか、その施設区域の中ではありますれば、当然それは使用或いは制限によつて補償されるべきことになりますが、その区域内における行動のために他のものに損失が起る、こういうことはいわば違法行為によつて損害があつたという関係に実は相成るのでござります。似たような関係は例えば飛行機が落ちた場合に、人畜が被害を受けるかも知れませんが、これは一種の演習その他であるならば、一つの違法行為とは申しませんが、少くとも過失が推定されない限り、無過失損害賠償の問題があるわけであります。或いは演習地において演習しておつたとき、流れ弾に当つたとか、或いはそこが推定されない限り、無過失損害賠償で火事が起つて施設外に延焼した、こ

ういふような問題も一過の問題であります。併しこの問題につきましては、十八条の第五項の(a)に書いたとおります通り、これは補償はいたしましたが、それには日本に同様な法規があつて、そいつた場合には補償するといふことを前提といたしますが、それでは日本に同様な法規があつて、そいつた場合には補償するといふことを前提といたしまして、両方がその補償の経費を分担する建前になつておるのであります。そいつた間接的な損害につきましては、これは防衛支出金で申しますと、陸海軍支金六百五十億のうち、九十二億が施設区域の関係でありますと、残りの五百五十九億が一般的な維持費であります。実は日本政府が分担いたしましてにつきましても、その中から金が出て来る問題になるわけでござります。北大西洋条約におけるこういつたような経費につきましては、大体駐留国において二五%、アメリカ側において七五%という負担をしておるが例のよどみであります。従いまして我々としては、この損失補償につきましては日本側で分担してもらいたい、こういうような交渉をいたしておるわけであります。それに、その分担をいたすにつきましては、同様な法規が日本においてできることが必要なのであります。実はこの問題につきまして、そういうような研究を前からやつておらまして、特にそいつた法律を出したいと考えておつたのであります。が、いろいろな無過失責任の問題について、そういふ点についてなお研究を要する点がありましたので、根本的に比較的の目立つた法理でもありますから、そいつた点についてなお研究をいたしておきましたのと、又根本的には、その分担の問題で駐留軍当局と交渉をいたしておきましたの關係上、

この問題についての法律を折りし、御審議願う段階に至らなかつたのであります。従いまして今後早急の間に政府部内は勿論、駐留軍当局とも話をつけまして、早急な機会に関係法律を提出第であります。勿論その損失の補償については、一定の基準を以ていただきたいと、こういうふうに考えておる次第であります。勿論その損失の補償に上げましたような事情であることを御了承願います。

それから只今主計局長のお話になりました点は了承いたしました。ただ更に出されるところの法律案が、早急の間のこととありますか。もはや本国会は期間も短いのであって、本国会には如何かと思うのであります。それがいつ会に出されるということでありましょうか。その点をもう一度お伺いしておきたいと思います。

○政府委員(長岡伊八君) 只今秋山委員から文書によつてきまつてあるかと申上げました。しかし、実は水産庁並びに法務府といろ／＼打合せました結果、別段文書によつてこうするという決定をいたしたわけではございませんけれども、関係の向きで意見の一致をいたしましたところは、先ほど申上げました通り、これは権利として取扱わるべきものだという解釈をとつておりますので、たとえ文書による決定を見ませんでも、同様に取扱えるものと考えておる次第でござります。

○政府委員(河野一之君) 次の国会には是非提出申上げたいと考えております。その際におきましては、現在の

この適用を受けない損失につきましては、それが救い得るよう法律を早急に適用いたしますとか、或いは別途見舞金の措置をとりますとか、そういうこ

とにいたしまして、これがために漁民に迷惑をかけることのないようにいたしたいと考えております。

○秋山俊一郎君 了承いたしました。

成るべく早機会に御提案を願いたいと思ひます。

それから次にお尋ねいたしたいのは、

第二条の二項にござります、「通常生ずべき損失」というのがございます

が、これは先般も一応御意見を承つたのでござりますが、一応これの「通常生ずべき損失」の算定についていまして詳しい御説明を水産当局からお伺いいたしました。

○説明員(伊東正義君) お答えいたし

ます。今の点につきましては、まだ国

内的に全部関係者で意見の一致を見ておりません。今相談中でござります。

我々が一応考えましたのは、演習をや

りますことによって、その年の漁獲量

が減るであろう、或いは経費が嵩むの

ではないかということを前提としたし

まして、或る一定の算定基準を考えた

あります。それは算定の基準でござい

ますが、平年度におきますところの

所得というものを算出したとして、

これは平年度の所得は魚価に平年の漁

獲量を掛けました諸収入の四二%が所

取扱わるべきものだという解釈をとつ

ておりますので、たとえ文書による

決定を見ませんでも、同様に取扱える

ものと考えておる次第でござります。

○政府委員(河野一之君) 次の国会には是非提出申上げたいと考えております。その際におきましては、現在の

この適用を受けない損失につきましては、それが救い得るよう法律を早急

に適用いたしますとか、或いは別途見舞

金の措置をとりますとか、そういうこ

とにいたしまして、これがために漁民に

迷惑をかけることのないようにいた

したいと考えております。

○秋山俊一郎君 了承いたしました。

成るべく早機会に御提案を願いたい

と思ひます。

それから次にお尋ねいたしたいのは、

第二条の二項にござります、「通常生

ずべき損失」というのがございます

といふ基礎及び三八%といふ基礎について御説明を願いたいと思います。

〔速記中止〕

保険料の問題であります。保険料はこれが契約者として事業主が契約いたしますが、事業主が負担をし、乗組員に負担させない。こうい�建前であります。次に保険の期間であります。

保険期間は四ヶ月といたしております。

これは漁船損害補償法における

法律はまだ質疑が残っておりますし、

大蔵当局は今日お見えになりません。

それでは漁船の操業制限等に関する法

を申上げます。これは昭和二十三年に

おける漁業の総収支表というものが経

済安定本部で集められましたのでござ

いました。それを基礎にしてつてお

ります。ここでは事業所得を一〇〇と

いたしました場合において、例えば漁

船関係の賃却費或いは修理費、これが合せまして一九%である。それから資

本関係が、これは例えば漁網、燃料油

その他の資材、こういうのを合せまし

ます。

○説明員(家治清一君) お説明申上げ

ます。この法案の議題に供します。

この法案の内容について御説明を願います。

○説明員(家治清一君) 御説明申上げ

ます。

○委員長(木下辰雄君) 速記を始めで、

お尋ねの問題について御説明を願います。

きまして一回三十銭内外というふうに
なつております。

員が抑留された日から抑留のやんだ日までと相成つております。それから保険金の支払は、先ほど申上げましたように、指定受取人に直接保険組合から支払をいたします。そこで保険組合

したしては、支払った場合においても、事業主に通知をするわけであります。が、事業主はその保険金が支払われた

限りにおきまして、その相当ある金額につきまして本来の給与の支払の義務を免れるということになります。なお

この保険金は元来預留期間中の給付で代るものでござりますので、これにつきましては所得税関係は給付に関する

所得税を支給する特別清算の規定によれば、

國債統合組合は、当然の如く、政府が組合に対して再保険をいたしました。その再保険いたしました額は、これ

の百分の九十といふことになつております。再保険に要する事務費はこれは固定費で、三頭侍の三十。同寺一二の去處

で保険組合の行う事業に関する事務費につきまして予算の範囲内で国が補助する。こうしたことになつております。

以上大体漁船乗組員給与保険法の概要でござります。

◎ 楽興長(木下辰雄著) 只今の諸島

は、本法の内容の概略を説明されたの
であります。要すれば一条から逐条
に説明してもらいたい。

○ 説明員（家治清一君） 第一条、先ほ
ど申上げましたこの法律の目的でござ
いまするが、ここに問題となります。
は「当分の間」という点と、それか
ら「漁船の乗組員が抑留された場合に
おける給与の支払を保障」するという
点にあると思いますが、当分の間、こ
れは要するに恒久法ではない。国際関
係の改善とか或いはこの制度に代るもの
つといい制度ができます場合におい
ては、それに代るということを予定
しております。それから「給与の支
払を保障」、保険するわけでありま
すが、ここで狙つておりますのは、
抑留された乗組員の留守家族に對
する給与の支払を保障しようとい
うことであります。これはほか
の、例えは船員保険法或いは失業保
険法、労働者災害補償法等の関係法律
の関係でございますが、この関係をい
ろいろ当つたのでございますが、今申
上げた各法律におきましては、こうい
つた抑留中の給与の支払を保障すると
ところと、いうのであります。それから
第二条の漁船乗組員給与保険の仕組で
ございますが、これは漁船損害補償法
によりまして給与の支払の保障措置を
行なうという規定でござります。
第三条の定義の点でござります
が、この法律において「漁船乗組員給
与保険」と申しますのは、乗組員が抑

留された場合に、その抑留期間中事業主が当該乗組員に対して支払うべき給与の全部又は一部に代えて保険金を支給するために行う保険を言うのであります。この法律において「乗組員」と申しますのは、事業主に雇傭されて、漁船に乗り組む者を申します。なお「給与」と申しますのは賃金、給料、手当その他名称の如何を問わず、雇傭関係に基き、事業主が乗組員に支払うすべてのものを言います。但し賞与その他これに準ずるもので省令で定めるものはこの限りではありません。つまり賞与的なものは除いて、本来の何といいますか、固有の給与といふものを保険しようという趣旨でございます。この法律において「抑留」とは、乗組員が自身の意思に反して日本国の領土外に連行留置されることを言ふと譯つておるよう、自分の意思でなく、日本国による領土以外に連行されるというふうにきめたわけでござります。

それから第二章は漁船乗組員給与保険事業の内容であります。「保険者」として、第四条は、「漁船保険組合は、總会又は總代会の議決を経て、この法律の定めるところにより、その区域内に住所又は事業所を有する事業主につき、漁船乗組員給与保険事業を行なうことができる。」現在漁船損害賠償法に基づまして設立せられ、運営せられております。漁船損害保険組合、總会の議決を経て、省令の定めるところにより、定款にその旨を記載し、且つ、給与保険事業を行おうとするときは、總会の議決を経て、省令の定めるところにより、定款にその旨を記載し、且つ、給与保険事業に關する約款を定め、農林大臣の認可を受けなければなら

「いのうは誤植でありまして「受けねばならない」と
ればならない」であります。これは漁船保険組合としましては、組合員としてこの給与保険を行う必要で入れる人
じやなくて、約款に基きまして、つまり外と申しますか、すべて別の資格者としては、その資格においてはこの保険組合の員外者として組合と契約を結ぶ
うと思いますが、給与保険の契約者としては同じ組合員であるのが通例である
では、左に掲げる事項そのとおりのことになるわけであります。それから保険の加入の手続であります
が、「事業主は、給与保険に加入しようとするとするときは、左に掲げる事項その他の省令で定める事項を記載した申込書を組合に提出しなければならない。
第一は「契約金額」、これはその保険契約に係る乗組員の全員が抑留された場合に組合が支払うべき一ヶ月分の保険金の額を言います。二は漁船保険並びにその乗組員の氏名及び職名。
三が契約金額に基き組合が支払うべき一ヶ月分の保険金の各乗組員についての内訳」、これは一船単位に保険を附する関係上、その乗組員であります一人々々についての内訳を額を書くわけでございます。
それから四是、保険金受取人の氏名又は名称及び住所、これは個々の乗組員の指定した受取人の氏名、名称及び住所を書くわけであります。それから五としては各乗組員の給与月額、それから六条の申込は、漁船ごとに、当該乗組員全員についてしなければならない。部分的な加入は困るということでございます。それから第六条は契約額でございます。「契約金額は、各乗組員の給与月額としましては、組合員として組合と契約を結ぶ」とあります。

乗組員の給与月額の合計額をこれ又はその百分の六十を下るものであつてはならない。」これは先ほど申上げました超過保険は困るということと、又百分の六十以下の保険は困るということ、こういふわけであります。それから「契約金額は、保険契約が成立しました後においては、変更することはできません。」それから第七条は、内訳保険各乗組員の給与月額の合計額で契約金額を除して得た数を、各乗組員の給与月額に乘じて、算出する。それから第八条、給与の月額であります。「給与月額は、事業主が当該乗組員に対し、雇傭契約に基き抑留期間中において支払うべき一箇月分の給与の額」とする、「事業主は、給与月額を定めると場合には、当該乗組員の同意を得なければなりません。」こう規定されております。当該乗組員に対して雇傭契約に基き支払うべき一ヵ月分の給与額、これはつまり保険関係で新らしい要素であります。それから第九条は保険金の受取人で、「事業主は、第五条第一項第四号の保険金受取人を定める場合は、各乗組員の指定に従つしなければならない。」これは五条で御説明申上げた通りでございます。

は、漁船ごとに、当該漁船の乗組員の総数の二分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、その事業主に対する「給与保険に加入すべき旨の申出をする」とができる。」、「前項の申出があつたときは、事業主は、正当な事由がある場合の外、遅滞なく当該漁船の乗組員に係る給与保険に加入しなければならない。」、これは「一応保険契約そのものは自由ではありますけれども、乗組員二分の一以上の申出があつた場合は事業主は拘束せられる。それによつて保険加入の義務を負う。こういう規定でござります。第十二条、『給与保険契約は、組合が保険料を受け取つたときに成立する。』」「組合の給与保険契約に基く保険金の支払責任は、約款で別段の定をした場合の外、保険契約が成立した日の翌日から始まる。」、二項は通常の規定であります。それから第十三条は乗組員への通知義務、「給与保険契約が成立したときは、事業主は、遅滞なく当該乗組員にその旨を通知しなければならない。当該保険契約の内容につき変更があつたときも、同様とする。」、「これは先ほど御説明申し上げましたように、この保険金の支払といふものは給手の支払に代わる性質を持つておるものでございますので、事業主は保険契約が成立したときは遅滞なくその旨を通知しなければならない、こういうことになつております。それから第十四条、保険期間、「給与保険の保険期間は、四箇月とする。但し、組合は、省令の定めるところにより、約款で別段の定をすることができる。」、勿論省令で或る程度の監督をいたすわけありますが、特に今定めを約款でしない場合、

これは、これは原則として四カ月である、あつたときは、遅滞なく当該漁船の乗組員に係る給与保険に加入しなければならない。」、これは「一応保険契約そのものは自由ではありますけれども、乗組員二分の一以上の申出があつた場合は事業主は拘束せられる。それによつて保険加入の義務を負う。こういう規定でござります。第十二条、『給与保険契約は、組合が保険料を受け取つたときに成立する。』」「組合の給与保険契約に基く保険金の支払責任は、約款で別段の定をした場合の外、保険契約が成立した日の翌日から始まる。」、二項は通常の規定であります。それから第十三条は乗組員への通知義務、「給与保険契約が成立したときは、事業主は、遅滞なく当該乗組員にその旨を通知しなければならない。当該保険契約の内容につき変更があつたときも、同様とする。」、「これは先ほど御説明申し上げましたように、この保険金の支払といふものは給手の支払に代わる性質を持つておるものでございますので、事業主は保険契約が成立したときは遅滞なくその旨を通知しなければならない、こういうことになつております。それから第十四条、保険期間、「給与保険の保険期間は、四箇月とする。但し、組合は、省令の定めるところにより、約款で別段の定をすることができる。」、勿論省令で或る程度の監督をいたすわけありますが、特に今定めを約款でしない場合、

これは、これは原則として四カ月である、あつたときは、遅滞なく当該漁船の乗組員に係る給与保険に加入しなければならない。」、これは「一応保険契約そのものは自由ではありますけれども、乗組員二分の一以上の申出があつた場合は事業主は拘束せられる。それによつて保険加入の義務を負う。こういう規定でござります。第十二条、『給与保険契約は、組合が保険料を受け取つたときに成立する。』」「組合の給与保険契約に基く保険金の支払責任は、約款で別段の定をした場合の外、保険契約が成立した日の翌日から始まる。」、二項は通常の規定であります。それから第十三条は乗組員への通知義務、「給与保険契約が成立したときは、事業主は、遅滞なく当該乗組員にその旨を通知しなければならない。当該保険契約の内容につき変更があつたときも、同様とする。」、「これは先ほど御説明申し上げましたように、この保険金の支払といふものは給手の支払に代わる性質を持つておるものでございますので、事業主は保険契約が成立したときは遅滞なくその旨を通知しなければならない、こういうことになつております。それから第十四条、保険期間、「給与保険の保険期間は、四箇月とする。但し、組合は、省令の定めるところにより、約款で別段の定をすることができる。」、勿論省令で或る程度の監督をいたすわけありますが、特に今定めを約款でしない場合、

これは、これは原則として四カ月である、あつたときは、遅滞なく当該漁船の乗組員に係る給与保険に加入しなければならない。」、これは「一応保険契約そのものは自由ではありますけれども、乗組員二分の一以上の申出があつた場合は事業主は拘束せられる。それによつて保険加入の義務を負う。こういう規定でござります。第十二条、『給与保険契約は、組合が保険料を受け取つたときに成立する。』」「組合の給与保険契約に基く保険金の支払責任は、約款で別段の定をした場合の外、保険契約が成立した日の翌日から始まる。」、二項は通常の規定であります。それから第十三条は乗組員への通知義務、「給与保険契約が成立したときは、事業主は、遅滞なく当該乗組員にその旨を通知しなければならない。当該保険契約の内容につき変更があつたときも、同様とする。」、「これは先ほど御説明申し上げましたように、この保険金の支払といふものは給手の支払に代わる性質を持つておるものでございますので、事業主は保険契約が成立したときは遅滞なくその旨を通知しなければならない、こういうことになつております。それから第十四条、保険期間、「給与保険の保険期間は、四箇月とする。但し、組合は、省令の定めるところにより、約款で別段の定をすることができる。」、勿論省令で或る程度の監督をいたすわけありますが、特に今定めを約款でしない場合、

これは、これは原則として四カ月である、あつたときは、遅滞なく当該漁船の乗組員に係る給与保険に加入しなければならない。」、これは「一応保険契約そのものは自由ではありますけれども、乗組員二分の一以上の申出があつた場合は事業主は拘束せられる。それによつて保険加入の義務を負う。こういう規定でござります。第十二条、『給与保険契約は、組合が保険料を受け取つたときに成立する。』」「組合の給与保険契約に基く保険金の支払責任は、約款で別段の定をした場合の外、保険契約が成立した日の翌日から始まる。」、二項は通常の規定であります。それから第十三条は乗組員への通知義務、「給与保険契約が成立したときは、事業主は、遅滞なく当該乗組員にその旨を通知しなければならない。当該保険契約の内容につき変更があつたときも、同様とする。」、「これは先ほど御説明申し上げましたように、この保険金の支払といふものは給手の支払に代わる性質を持つておるものでございますので、事業主は保険契約が成立したときは遅滞なくその旨を通知しなければならない、こういうことになつております。それから第十四条、保険期間、「給与保険の保険期間は、四箇月とする。但し、組合は、省令の定めるところにより、約款で別段の定をすることができる。」、勿論省令で或る程度の監督をいたすわけありますが、特に今定めを約款でしない場合、

は、給与保険の保険料率についての約款の変更を命ずることができる。」
「前項の規定による約款変更の命令があつた場合には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その命令により、約款変更の効力を生ずるものとする。」
約款の変更の農林大臣の命令は強制的効果を持つ、こういう規定であります。それから第二十七条は事業の廃止、「組合が、給与保険事業を廃止しようとするときは、総会においてその旨を議決し、且つ、定款の変更を行わなければならぬ。」、これは当然の規定だと思います。それから二項は、「組合が給与保険事業を廃止したときは、当該事業の廃止に係る定款変更の認可があつたときに、給与保険契約は、その効力を失う。」、「前項の場合には、組合は、まだ経過しない期間にに対する保険料を払いもどさなければならぬ。」、未経過保険料はそれぐの事業主に返すと、こういうことであります。それから「組合が給与保険事業を廃止したときは、理事会は遅滞なく清算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。」
が、この二十八条「組合が解散したときは、合併の場合を除いては、給与保険契約は、その効力を失う。」、「前項の場合には、前条第三項の規定を準用する。」未経過保険料の払戻しという規定を準用いたします。それから二十九条「組合は、前二条の場合に給与保険の会計において生じた剰余金を漁船再保険特別会計に納付しなければならない。」、これは清算した場合については、或いは現在の契約者に返すと

か、或いは今までの無事故であつた場合に返すとか、いろいろ問題はあります。これが政府が事務費の補助をするという規定でございます。予算の範囲内におきまして政令の定めるところに従いまして補助をするというのでございます。それからあと大体同じじような性質の規定は、漁船損害補償法の規定を準用いたしております。第三十九条では「組合の給付保険について」としては、漁船損害補償法第十二条（非課税記載事項）、第四十条（相殺できない場合）及び第四十一条（保険金額の削減）その他一應省略いたしますが、関係の漁船損害補償法、それから商法の一部、こういった規定を準用いたしております。

それから第三章は政府の再保険事業との関係でございますが、「政府は、組合が給付保険事業によって事業主に負担する保険責任を再保険するものとする。」再保険金の前渡の關係の規定が次にござります。「政府は、組合が保険金の支払いをしようとする場合において、必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、当該保険責任に係る再保険金を当該組合に前渡することができる。」「政府は、再保険金の支出を円滑にするために、政令の定めるところにより、漁船再保険特別会計に基金を設けることができる。」という規定でございます。この關係で、は政府の再保険特別会計の開運が出ております。それから第三十四条「政府は、組合が第十七条第三項の規定によ

り保険料の払いもどしをしたときは、政令の定めるところにより、再保険料の一部を払いもどさなければならぬ。」再保険料の払いもどしの問題でございます。それから第三十五条「政府の再保険については、漁船損害補償法第百五十五条から第百十七条まで、第百十九条から第百二十二条まで及び第百四十三条並びに商法第六百四十三条及び第六百六十三条の規定を準用する。」これは先ほど漁船損害補償法の給与保険に関連して漁船損害補償法の準用をいたしましたのと同じ趣旨でございます。

次に第四章は給与との関係でございます。第三十六条「事業主は、第十七条の規定により組合が保険金を支払うべき抑留があつた場合において、当該乗組員に対する給与の全部又は一部を支払つて、その支払つた金額の範囲内において当該保険金に係る保険金受取人となることができる。この場合においては、第十五条第一項前段の規定を準用する。」これは事業主は自分のところで給与の支払いができるという場合におきましては、あらかじめ自分が払つておいて、そうしてその事業主自体が保険金の受取人になることができると、こういう規定でございます。

それから三十七条は「組合が第十九条第一項の規定により保険金を支払つたときは、事業主は、その保険金の額に相当する金額につき、当該乗組員に対する給与支払の責を免かれれる。」これはこの保険制度の趣旨に従いまして保険金を直接保険金受取人に払つた場合において、事業主はその乗組員に対する給与支払の責を免れるという規定でございます。所得税等との関係、第

三十八条「組合が第十九条第一項の規定により支払つた保険金は、所得税法の規定の適用については、当該乗組員の受ける給与とみなす。」源泉控除の関係、それから税率の関係、すべて乗組員の受ける給与とみなす。それから「船員保険に係る保険料その他の法に基づいて給与から控除することができるものについては、省令の定めるところにより、第十九条第一項の規定により支払う保険金から控除することがができる」ということになります。それで、「船員保険に係る保険料その他の法に従つております事項についてや控除をやつております事項についてや乗組員に負担させてはならない。」これは飽くまでも事業主の乗組員に対する給手の支払を保障するという建前からいたしまして、給手を受けるべき乗組員がその保険料の一部を持つのはおかしいと、こういう規定であります。それから第四十条、この法律の実施のための手続その他その執行についての必要な事項は省令に委ねておりま

の法律施行の期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、「政令で定める」ということになります。これはこの法律をすぐ運用いたしますためには、実は政府の再保険を行います漁船再保険特別会計の収入支出の予算の調整も必要となります。それから部分的には、再保險特別会計法の一部修正も必要でございます。尤もこれは一般会計で負担する分は実は大してないはずでござりますけれども、そういった手続的にまだこの法律をすぐ実施するということはできないというような関係でござりますので、これは公布の日から起算して六ヶ月を超えない期間内で政令できあると、その間に予算の補正を組み、手続を整える、こういう趣旨でござります。

漁船乗組員給与保険法案(案)

漁船乗組員給与保険法案

漁船乗組員給与保険法

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、当分の間、保険の方法によつて、漁船の乗組員が抑留された場合における給与の支払を保障し、もつて、漁船の乗組員の生産意欲を保持し、あわせて、漁業経営の安定に資する」とを目的とする。

(漁船乗組員給与保険)

第二条 漁船乗組員給与保険は、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の規定による漁船保険組合が行う漁船乗組員給与保険事業及び政府が行う再保険事業により行う。

(定義)

第三条 この法律において「漁船乗組員給与保険」(以下「給与保険」という。)とは、乗組員が抑留された場合に、その抑留期間中事業主が当該乗組員に対して支払うべき給与の全部又は一部に代えて保険金を支給するために行う保険をいう。

2 この法律において「乗組員」とは、事業主に雇用されて、漁船(漁船法(昭和二十五年法律第百七十九号)第一条第一項(漁船の定義)に規定する漁船をいう。)に乗り組む者をいう。

3 この法律において「給与」とは、賃金、給料、手当その他名称の如何を問わず、雇用関係に基づき、事業主が乗組員に支払うべきものと。但し、賞与そのもののをいう。

二 漁船名並びにその乗組員の氏名及び職名
三 計約金額に基づき組合が支払う

他これに準ずるもので省令で定めるものについてはこの限りでない。

4 この法律において「抑留」とは、乗組員が自己の意思に反して日本国の領土外に連行留置されるることをいう。

5 この法律において「拘束」とは、乗組員が自己の意思に反して日本国の領土外に連行留置されるることをいう。

6 この法律において「拘束」とは、乗組員が自己の意思に反して日本国の領土外に連行留置されるることをいう。

7 この法律において「拘束」とは、乗組員が自己の意思に反して日本国の領土外に連行留置されるることをいう。

8 この法律において「拘束」とは、乗組員が自己の意思に反して日本国の領土外に連行留置されるることをいう。

9 この法律において「拘束」とは、乗組員が自己の意思に反して日本国の領土外に連行留置されるることをいう。

10 この法律において「拘束」とは、乗組員が自己の意思に反して日本国の領土外に連行留置されるることをいう。

11 この法律において「拘束」とは、乗組員が自己の意思に反して日本国の領土外に連行留置されるることをいう。

12 この法律において「拘束」とは、乗組員が自己の意思に反して日本国の領土外に連行留置されるることをいう。

13 この法律において「拘束」とは、乗組員が自己の意思に反して日本国の領土外に連行留置されるることをいう。

14 この法律において「拘束」とは、乗組員が自己の意思に反して日本国の領土外に連行留置されるることをいう。

15 この法律において「拘束」とは、乗組員が自己の意思に反して日本国の領土外に連行留置されるることをいう。

16 この法律において「拘束」とは、乗組員が自己の意思に反して日本国の領土外に連行留置されるることをいう。

17 この法律において「拘束」とは、乗組員が自己の意思に反して日本国の領土外に連行留置されるることをいう。

18 この法律において「拘束」とは、乗組員が自己の意思に反して日本国の領土外に連行留置されるることをいう。

19 この法律において「拘束」とは、乗組員が自己の意思に反して日本国の領土外に連行留置されるることをいう。

20 この法律において「拘束」とは、乗組員が自己の意思に反して日本国の領土外に連行留置されるることをいう。

21 この法律において「拘束」とは、乗組員が自己の意思に反して日本国の領土外に連行留置されるることをいう。

22 この法律において「拘束」とは、乗組員が自己の意思に反して日本国の領土外に連行留置されるることをいう。

23 この法律において「拘束」とは、乗組員が自己の意思に反して日本国の領土外に連行留置されるることをいう。

25 この法律において「拘束」とは、乗組員が自己の意思に反して日本国の領土外に連行留置されるることをいう。

26 この法律において「拘束」とは、乗組員が自己の意思に反して日本国の領土外に連行留置されるることをいう。

27 この法律において「拘束」とは、乗組員が自己の意思に反して日本国の領土外に連行留置されるることをいう。

28 この法律において「拘束」とは、乗組員が自己の意思に反して日本国の領土外に連行留置されるることをいう。

29 この法律において「拘束」とは、乗組員が自己の意思に反して日本国の領土外に連行留置されるることをいう。

べき一箇月分の保険金の各乗組員についての内訳(以下「内訳書」といふ)。
員についての内訳(以下「内訳書」といふ)。
ば給与保険の引受を拒むことがで
きない。
書に記載した事項について変更が
あつたときは、遅滞なく、省令の
通知をしなければならない。こ
の場合は、総会において、契約金額が乗組
員の給与月額の合計額をとえること
となるときは、第七条の規定に
かかるらず、内訳保険金額は、當
該乗組員の給与月額に相当する額
とし、契約金額が乗組員の給与月
額の合計額の百分の六十を下るこ
ととなるときは、第六条第二項の
規定にかかるらず、契約金額を乘
組員の給与月額の合計額の百分の
六十をこえる額まで増額しなけれ
ばならない。
2 前項の申出があつたときは、事
業主は、正當な事由がある場合の
外、遅滞なく當該漁船の乗組員に
係る給与保険に入加入しなければな
れないのである。
3 契約金額は、保険契約が成立し
た後においては、変更することが
できない。

(契約金額)
第六条 契約金額は、各乗組員の給
与月額の合計額をとえ、又はその
百分の六十を下るものであつては
ならない。
2 契約金額は、保険契約が成立し
た後においては、変更することが
できない。

(内訳保険金額)
第七条 内訳保険金額は、各乗組員
の給与月額の合計額で契約金額を
除して得た数を、各乗組員の給与
月額に乗じて、算出する。

(給与月額)
第八条 給与月額は、事業主が當該
乗組員に対し、雇用契約に基き抑
留期間中において支払うべき一箇
月分の給与の額とする。

(乗組員への通知義務)
第九条 事業主は、給与月額を定める場
合には、當該乗組員の同意を得な
ければならない。

(保険期間)
第十条 事業主は、第五条第一項第
四号の保険金受取人を定める場合
は、各乗組員の指定に従つてしな
ければならない。

(保険引受拒否の制限)
第十一条 組合は、事業主から給与保
険契約の申込があつたときは、こ
れに對して、正当な事由がなけれ
ば給与保険の引受を拒むことがで
きない。

(保険契約の内容の変更)
第十五条 事業主は、給与保険契約
が成立した後において、乗組員の

異動等により第五条第一項の申込
書に記載した事項について変更が
あつたときは、遅滞なく、省令の
通知をしなければならない。こ
の場合は、総会において、契約金額が乗組
員の給与月額の合計額をとえること
となるときは、第七条の規定に
かかるらず、内訳保険金額は、當
該乗組員の給与月額に相当する額
とし、契約金額が乗組員の給与月
額の合計額の百分の六十を下るこ
ととなるときは、第六条第二項の
規定にかかるらず、契約金額を乘
組員の給与月額の合計額の百分の
六十をこえる額まで増額しなけれ
ばならない。

2 前項後段の場合においては、事
業主は、省令の定めるところによ
り、当該増額分に対する保険料を
支払わなければならぬ。

3 組合が第一項の通知を受領した
とき(同項後段の場合にあつては
前項の規定による保険料の支払が
あつたときは)は、その時において
給与保険契約は當該事項につき変
更があつたものとみなす。

2 前項後段の場合においては、事
業主は、省令の定めるところによ
り、当該増額分に対する保険料を
支払わなければならぬ。

3 組合が第一項の通知を受領した
とき(同項後段の場合にあつては
前項の規定による保険料の支払が
あつたときは)は、その時において
給与保険契約は當該事項につき変
更があつたものとみなす。

2 前項後段の場合においては、事
業主は、省令の定めるところによ
り、当該増額分に対する保険料を
支払わなければならぬ。

3 組合が第一項の通知を受領した
とき(同項後段の場合にあつては
前項の規定による保険料の支払が
あつたときは)は、その時において
給与保険契約は當該事項につき変
更があつたものとみなす。

2 前項後段の場合においては、事
業主は、省令の定めるところによ
り、当該増額分に対する保険料を
支払わなければならぬ。

3 組合が第一項の通知を受領した
とき(同項後段の場合にあつては
前項の規定による保険料の支払が
あつたときは)は、その時において
給与保険契約は當該事項につき変
更があつたものとみなす。

2 前項後段の場合においては、事
業主は、省令の定めるところによ
り、当該増額分に対する保険料を
支払わなければならぬ。

3 組合が第一項の通知を受領した
とき(同項後段の場合にあつては
前項の規定による保険料の支払が
あつたときは)は、その時において
給与保険契約は當該事項につき変
更があつたものとみなす。

2 前項後段の場合においては、事
業主は、省令の定めるところによ
り、当該増額分に対する保険料を
支払わなければならぬ。

3 組合が第一項の通知を受領した
とき(同項後段の場合にあつては
前項の規定による保険料の支払が
あつたときは)は、その時において
給与保険契約は當該事項につき変
更があつたものとみなす。

2 前項後段の場合においては、事
業主は、省令の定めるところによ
り、当該増額分に対する保険料を
支払わなければならぬ。

3 組合が第一項の通知を受領した
とき(同項後段の場合にあつては
前項の規定による保険料の支払が
あつたときは)は、その時において
給与保険契約は當該事項につき変
更があつたものとみなす。

2 前項後段の場合においては、事
業主は、省令の定めるところによ
り、当該増額分に対する保険料を
支払わなければならぬ。

3 組合が第一項の通知を受領した
とき(同項後段の場合にあつては
前項の規定による保険料の支払が
あつたときは)は、その時において
給与保険契約は當該事項につき変
更があつたものとみなす。

2 前項後段の場合においては、事
業主は、省令の定めるところによ
り、当該増額分に対する保険料を
支払わなければならぬ。

3 組合が第一項の通知を受領した
とき(同項後段の場合にあつては
前項の規定による保険料の支払が
あつたときは)は、その時において
給与保険契約は當該事項につき変
更があつたものとみなす。

2 前項後段の場合においては、事
業主は、省令の定めるところによ
り、当該増額分に対する保険料を
支払わなければならぬ。

3 組合が第一項の通知を受領した
とき(同項後段の場合にあつては
前項の規定による保険料の支払が
あつたときは)は、その時において
給与保険契約は當該事項につき変
更があつたものとみなす。

2 前項後段の場合においては、事
業主は、省令の定めるところによ
り、当該増額分に対する保険料を
支払わなければならぬ。

3 組合が第一項の通知を受領した
とき(同項後段の場合にあつては
前項の規定による保険料の支払が
あつたときは)は、その時において
給与保険契約は當該事項につき変
更があつたものとみなす。

2 前項後段の場合においては、事
業主は、省令の定めるところによ
り、当該増額分に対する保険料を
支払わなければならぬ。

3 組合が第一項の通知を受領した
とき(同項後段の場合にあつては
前項の規定による保険料の支払が
あつたときは)は、その時において
給与保険契約は當該事項につき変
更があつたものとみなす。

2 前項後段の場合においては、事
業主は、省令の定めるところによ
り、当該増額分に対する保険料を
支払わなければならぬ。

3 組合が第一項の通知を受領した
とき(同項後段の場合にあつては
前項の規定による保険料の支払が
あつたときは)は、その時において
給与保険契約は當該事項につき変
更があつたものとみなす。

員につき抑留が終つた日の属する月まで、当該乗組員に係る保険金を支払う。

2 前項の規定の適用については、乗組員が、たゞ捕された時に、抑留が始まつたものとし、抑留を解かれて日本国に上陸した時、又は抑留中に死亡したことが判明した時に、抑留が終つたものとする。

(保険契約の失効) 第十八条 給与保険契約は、当該契約に係る乗組員につき、前条の規定により組合が保険金を支払うべき最初の抑留があつたときは、航海において数回の抑留があつた場合は、その最後の抑留があつたとき)は、保険金の支払に関する事項を除き、その効力を失う。

(保険金の支払)

第十九条 第十七条第一項に規定する保険金の支払は、事業主に対する支払に代えて、第五条第一項の規定により申込書に記載した当該乗組員の内訳保険金額に従い、その月分を省令の定めるところにより、保険金受取人に直接支払わなければならぬ。但し、抑留された日の属する月に支払うべき保険金の額は、当該内訳保険金額をそれの月における抑留日数に応じて日割計算して得た額とする。

2 組合は、前項の規定により保険金を支払つたときは、その旨を事業主に通知しなければならない。

(組合の免責事由)

第二十条 組合は、乗組員についての抑留が、国際法規、法令又は法令に基く命令に違反して航行し又

は操業したために生じたときは、保険金支払の責を免かれることはできる。

(保険金の還付)

第二十一条 組合は、事業主が、第十六条の規定による通知をしなかつたため又は虚偽の通知をしたために誤つて保険金を支払つた場合には、当該事業主に、当該誤払に係る保険金の額に相当する金額を納付させることができる。

2 前項の場合における誤払に係る保険金については、事業主がその金額に相当する額の給与を当該乗組員に支払つたものとする。

(重複保険の禁止)

第二十二条 事業主は、乗組員につき、重ねて給与保険に加入することができない。

(組合の経理)

第二十三条 組合の給与保険に関する会計は、他の会計と区分して経理しなければならない。但し、附加保険料及び事務費についてはこの限りでない。

2 給与保険の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(支払備金等の積立)

第二十四条 組合は、毎事業年度の終において存する給与保険につき、省令の定めるところにより、支払備金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(準備金の積立)

第二十五条 組合は、給与保険の会計における不足金の補てんに備えるため、毎事業年度、給与保険の会計において生じた剰余金の全部

を準備金として積み立てなければならない。

(約款の変更)

第二十六条 組合は、総会の議決を経て、約款を変更することができる。

2 約款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 農林大臣は、給与保険の保険料率についての約款の変更を命ずることができる。

4 前項の規定による約款変更の命令があつた場合には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その命令により、約款変更の効力を生ずるものとする。

(事業の廃止)

第二十七条 組合が給与保険事業を廃止しようとするときは、総会においてその旨を議決し、且つ、定款の変更を行わなければならぬ。

2 組合が給与保険事業を廃止したときは、当該事業の廃止に係る定款変更の認可があつたとき、給付保険契約は、その効力を失う。

3 前項の場合には、組合は、まだ経過しない期間に対する保険料を払いもどさなければならない。

4 組合が給与保険事業を廃止したときは、理事は、運営なく決算報告書を作りこれを総会に提出してその承認を求めなければならない。

2 前項の場合には、前条第三項の規定を準用する。

(解散の効果)

第二十八条 組合が解散したときは、合併の場合を除いては、給与保険契約は、その効力を失う。

(再保険金の前渡等)

2 前項の場合には、前条第三項の規定を準用する。

(剰余金の納付)

第二十九条 組合は、前二条の場合に、給与保険の会計において生じた剰余金を漁船再保險特別会計に納付しなければならない。

(事務費の補助)

第二十六条 組合は、総会の議決を経て、約款を変更することができる。

2 約款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 農林大臣は、給与保険の保険料率についての約款の変更を命ずることができる。

4 前項の規定による約款変更の命令があつた場合には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その命令により、約款変更の効力を生ずるものとする。

(漁船損害補償法等の準用)

第三十一条 組合の給与保険については、漁船損害補償法第十二条(非課税)、第三十七条(保険証券の交付及び記載事項)、第四十条(相殺できない場合)及び第四十一条(保険金額の削減)並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)

第六百四十二条から第六百四十五条规定及び第六百六十三条(損害保険の總則)の規定を準用する。

この場合において、漁船損害補償法第十二条中「漁船損害補償」とあるのは「漁船乗組員給与保険」と、第三十七条及び第四十条中「組合員」とあるのは「事業主」と、第四十一条中「定期」とあるのは「約款」と読み替えるものとする。

(再保険事業)

第三章 政府の再保険事業

第二十九条 政府は、組合が給与保

保険事業によつて事業主に負う保

害責任を再保険するものとする。

(再保険金の前渡等)

2 前項の場合には、前条第三項の規定を準用する。

(解散の効果)

第二十八条 組合が解散したとき

保険責任に係る再保険金を当該組合に前渡すことができる。

2 政府は、再保険金の支出を円滑にするために、政令の定めるところにより、漁船再保險特別会計に基金を設けることができる。

(再保険料の払ふどし)

第二十九条 組合が第二十七条第三項(第二十八条第二項に規定する場合を含む。)において準用する場合を除く、その事業費の一部を補助することができる。

2 約款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 農林大臣は、給与保険の保険料率についての約款の変更を命ずることができる。

4 前項の規定による約款変更の命令があつた場合には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その命令により、約款変更の効力を生ずるものとする。

(漁船損害補償法等の準用)

第三十一条 組合の再保険については、漁船損害補償法第百五十五条から第百七十七条まで、第百九十九条から第百二十二条(第二号を除く)まで(政府の再保険について)は、漁船損害補償法第百五十五条から第百七十七条まで、第百九十九条から第百二十二条(第二号を除く)まで(政府の再保険事業)及び第百四十三条(再保険事業に関する事務費の繰入)並びに商法第六百四十三条及び第六百六十三条(損害保険の總則)の規定を準用する。

この場合において、漁船損害補償法第十二条中「漁船損害補償」とあるのは「漁船乗組員給与保険」とあるのは「約款」と読み替えるものとする。

(再保険事業)

第三章 政府の再保険事業

第二十九条 政府は、組合が保険金

の支払をしようとする場合において

必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、当該

規定により組合が保険金を支払う

(給与との関係)

第二十九条 事業主は、第十七条の

規定により組合が保険金を支払う

場合に前渡すことができる。

2 政府は、再保険金の支出を円滑にするために、政令の定めるところにより、漁船再保險特別会計に基金を設けることができる。

(再保険料の払ふどし)

第二十九条 組合が第二十七条第三項(第二十八条第二項に規定する場合を含む。)において準用する場合を除く、その事業費の一部を補助することができる。

2 約款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 農林大臣は、給与保険の保険料率についての約款の変更を命ずることができる。

4 前項の規定による約款変更の命令があつた場合には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その命令により、約款変更の効力を生ずるものとする。

(漁船損害補償法等の準用)

第三十一条 組合の再保険については、漁船損害補償法第百五十五条から第百七十七条まで、第百九十九条から第百二十二条(第二号を除く)まで(政府の再保険について)は、漁船損害補償法第百五十五条から第百七十七条まで、第百九十九条から第百二十二条(第二号を除く)まで(政府の再保険事業)及び第百四十三条(再保険事業に関する事務費の繰入)並びに商法第六百四十三条及び第六百六十三条(損害保険の總則)の規定を準用する。

この場合において、漁船損害補償法第十二条中「漁船損害補償」とあるのは「漁船乗組員給与保険」とあるのは「約款」と読み替えるものとする。

(再保険事業)

第三章 政府の再保険事業

第二十九条 政府は、組合が保険金

の支払をしようとする場合において

必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、当該

規定により組合が保険金を支払う

(給与との関係)

第二十九条 事業主は、第十七条の

規定により組合が保険金を支払う

場合に前渡すことができる。

べき抑留があつた場合において、当該乗組員に対する給与の全部又は一部を支払つて、その支払った金額の範囲内において当該保険金に係る保険金受取人となることができる。この場合においては、第五条第一項前段の規定を準用する。

第三十七条 組合が第十九条第一項の規定により保険金を支払つたときは、事業主は、その保険金の額に相当する金額につき、当該乗組員に対する給与支払の責を免れる。

(所得税等との関係)

第三十八条 組合が第十九条第一項の規定により支払つた保険金(第三十六条の規定により事業主に支払つた保険金を除く)は、所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)の規定の適用については、当該乗組員の受ける給与とみなす。
2 船員保険に係る保険料その他の法令に基いて給与から控除することができるものについては、省令の定めるところにより、第十九条第一項の規定により支払う保険金から控除することができる。

(保険料の転嫁禁止)
第三十九条 事業主は、給与保険に係る保険料を乗組員に負担させてはならない。

(委任事項)

第四十条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、省令で定める。

第四十一条 左の場合には、事業主を一万円以下の過料に処する。

第五章 嘲則